

パブリック・コメントの実施等について

I パブリック・コメント(意見公募手続)について

実施目的	<p>◇ 白井市障害福祉計画・障害児福祉計画は、白井市市民参加条例に規定する「個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定」に該当し、策定過程における市民参加が義務付けられています。</p> <p>◇ 市民参加手法の一つであるパブリック・コメントは、本委員会を初めとする直接参加型の市民参加手法に対して、市民が簡易な方法で計画案への意見を提出できる方法として実施します。</p>
募集期間	令和 5 年 12 月 15 日(金)～令和 6 年 1 月 5 日(金) 22 日間
募集対象者	<p>1 市内在住・在勤・在学者</p> <p>2 市内に事務所等を有する法人・団体</p>
事前周知方法	<p>1 広報しろい 12 月 15 日号</p> <p>2 市ホームページ</p> <p>3 掲示(市情報公開コーナー、図書館、障害福祉課窓口)</p>
供覧資料	<p>1 計画案</p> <p>(1) 白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画(案)</p> <p>2 参考資料</p> <p>(1) 基礎調査結果報告書</p>
供覧資料及び意見記入用紙の設置場所	<p>1 市ホームページ</p> <p>2 障害福祉課窓口(保健福祉センター3 階)</p> <p>3 市情報公開コーナー(市役所本庁舎 1 階)</p> <p>4 市出先機関(西白井複合センター、西白井コミュニティプラザ、白井駅前センター、桜台センター、富士センター、公民センター、白井コミュニティセンター、福祉センター)</p> <p>5 図書館</p>
意見の提出方法	<p>1 上記 2～5 の供覧場所に設置した収集箱に投函</p> <p>2 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参等により障害福祉課に提出</p>

2 パブリック・コメント以外の意見照会の実施について

白井市地域 自立支援協 議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、障害福祉計画・障害児福祉計画については、策定・変更時に自立支援協議会の意見を聴く努力義務があります。◇ 自立支援協議会全体会は令和 6 年 2 月 16 日の開催予定であり、計画策定に間に合わないため、協議会員に計画案及び概要資料を配付し、書面により意見を伺います。
千葉県	<ul style="list-style-type: none">◇ 障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定・変更時に意見を聴く義務があります。◇ 前回策定時(令和 2 年度)は 12 月中旬に県から意見照会がありました。

3 上記1、2で得られた意見の取扱い

- ◇ 寄せられた意見は事務局において取りまとめ、取捨選択案を作成して、次回委員会(令和 6 年 2 月 5 日)に付議します。
- ◇ パブリック・コメントで得られた意見については、市民参加条例の規定に基づき、意見の内容及びそれに対する市の検討結果並びにその理由を公表します。